

介護休業規程

株式会社〇〇〇〇

第 1 章 総 則

(目 的)

第 1 条 本規程は、**従業員**の介護休業、介護のための時間外勤務・深夜勤務の制限および介護短時間勤務に関する取扱いについて定めるものである。

コメントの追加 [s1]: 一部の有期雇用契約従業員や労使協定に定めた者以外、原則、全従業員が介護休業の適用対象になります。

第 2 章 介 護 休 業

(介護休業の対象者)

第 2 条 要介護状態にある家族を介護する従業員は、本規程に定めるところにより介護休業をすることができる。

2. 前項の要介護状態にある家族とは、負傷、疾病または身体上もしくは精神上の障害により、2週間以上の期間にわたり常時介護を必要とする状態にある次の者をいう。

- ① 配偶者
- ② 父母
- ③ 子
- ④ 配偶者の父母

⑤ **祖父母、兄弟姉妹または孫**

⑥ 上記以外の家族で会社の認めた者

3. 第 1 項の規定にかかわらず、次の従業員は介護休業をすることができない。

① 日日雇用される従業員および有期雇用契約従業員

ただし、以下のすべての条件を満たす有期雇用従業員は、介護休業をすることができる。

- I. 申出時点において、継続雇用期間が1年以上あること
- II. 介護休業開始日から起算して、93日を経過する日を超えて雇用が継続することが見込まれること

② 会社と従業員の過半数を代表する者との間で締結された介護休業等に関する労使協定（以下「介護休業協定」という）により介護休業の対象から除外することとされた次の従業員

- I. 入社1年未満の従業員
- II. 申出の日の翌日から93日以内に雇用関係が終了することが明らかな従業員
- III. 1週間の所定勤務日数が2日以下の従業員

コメントの追加 [s2]: 法令上、同居の要件はなくなりました。

(介護休業の申出の手続き等)

コメントの追加 [s3]: 介護休業申出の一般的な手続き規定です。